

# 監査のあらまし

(令和6年度監査実施概要)

「監査のあらまし」は、京田辺市の監査委員が行う監査の概要などを市民の方々にお知らせするために作成したものです。

京田辺市監査委員事務局





## 目 次

1	監査委員の役割	2
2	監査委員の紹介	3
3	監査基準・監査実施方針	4
4	監査等の種類	6
5	令和6年度の監査等実施状況及び結果の概要	
(1)	定期監査	8
(2)	行政監査	9
(3)	例月現金出納検査	9
(4)	決算審査・基金の運用状況審査	10
(5)	健全化判断比率審査 ・資金不足比率審査	12

## 1 監査委員の役割

監査委員は、市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理について、法令や条例に違反していないか、また、経済性、効率性、有効性はどうかといった観点により監査を実施します。

これにより、市行政の適法性や妥当性を高めることを目的としています。

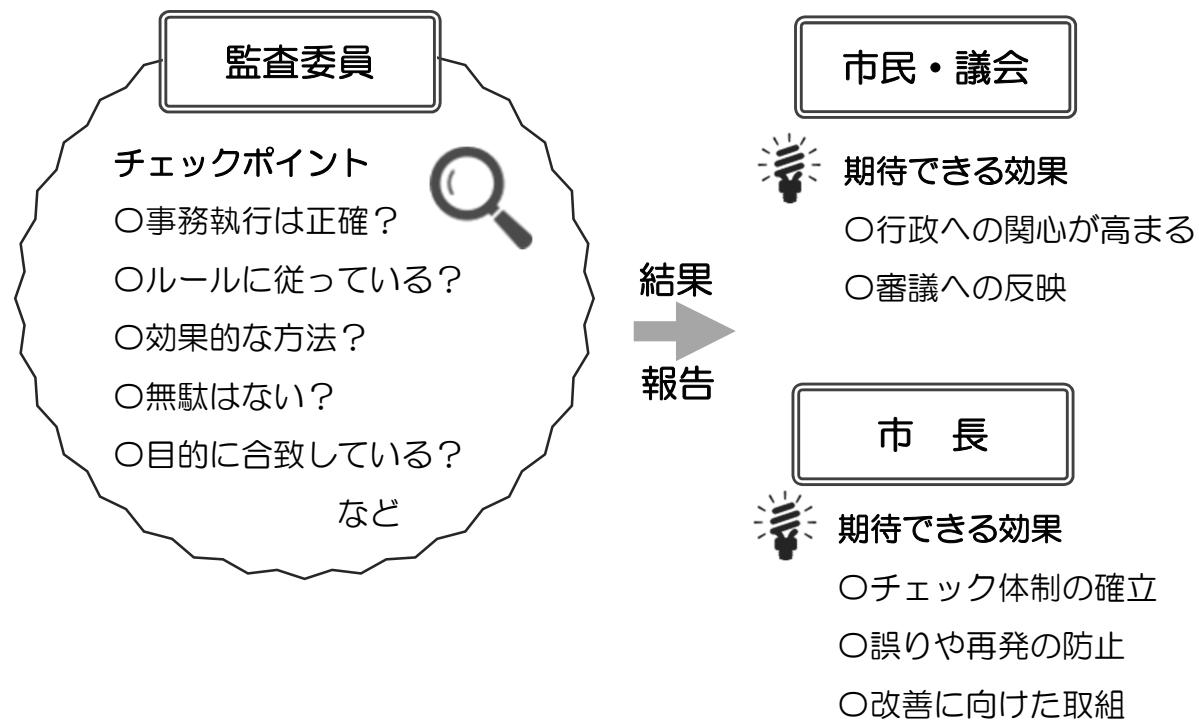
監査した結果は、市長や議長、教育委員会などの関係のある委員会や団体に対して報告するとともに、京田辺市のホームページに掲載するなどして、市民の皆さんにお伝えしています。

京田辺市のホームページ <監査>

[https://www.city.kyotanabe.lg.jp/category/2-12-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html](https://www.city.kyotanabe.lg.jp/category/2-12-0-0-0-0-0-0-0-0.html)



～監査委員は、次のような効果を期待して、取り組んでいます。～



## 2 監査委員の紹介

監査委員は、市長が議会の同意を得て、人格が高潔で、市の財産管理・事業の経営管理・その他行政運営に関して優れた識見を有する者及び市議会議員の中から選任します。

京田辺市では、2名の監査委員が監査を行い、合議（ごうぎ）により監査の結果に関する報告を決定しています。

令和7年3月26日現在の監査委員は、次のとおりです。

区分	氏名 (就任年月日／期数)	任期	備考
代表監査委員 (識見)	たき 瀧 山 茂 樹 (令3.12.1 就任／1期目)	4年	非常勤
監査委員 (議選)	えの 榎 本 昂 輔 (令5.5.24 就任／1期目)	議員任期	非常勤

※ 地方自治法第195条第2項に基づき、京田辺市監査委員の定数は2名です。

※ 監査委員の事務を補助する組織として、監査委員事務局が置かれています。

京田辺市では、毎年度の監査等を通しての課題や、改善すべき点などを年度末に市長に報告しています。

また、次年度の年間監査計画も併せてお知らせし、監査実施に当たっては、関係部局等の協力を得て実施しています。

### 3 監査基準・監査実施方針

監査の実施に当たっては、地方自治法第198条の3の規定により、適切かつ有効な実施を図るための基準（以下「監査基準」という。）に従い、常に公正不偏の態度を保持して監査を行うものとしています。

本市においては、この監査基準を「京田辺市監査基準（令和2年京田辺市監査委員規程第3号）」として新たに策定し、令和2年4月1日から施行しました。

また、この策定した監査基準に基づき、監査実施方針と年間監査計画を定めて、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保することをもって住民福祉の増進及び市政への信頼確保に努めることとし、直面する課題に時機を失すことなく適切に対処していくよう、特に次に掲げる点に留意し、監査、審査及び検査（以下「監査等」という。）を実施するものとしています。

#### （1）3E（経済性・効率性・有効性）の観点による監査等の充実

行財政運営の公正かつ効率的な執行を確保するため、正確性及び合規性はもちろんのこと、経済性（Economy）、効率性（Efficiency）、有効性（Effectiveness）の頭文字をとった3Eの観点による監査等に取り組み、監査委員としての意見、提言等も積極的に付していくものとしています。

#### （2）監査実施体制の強化

財政の硬直化が進み、厳しく制約された財政状況の中、今後さらに進む少子高齢化や、本市にも近い将来訪れる人口減少の到来も見据え、重要施策を実現していく必要があります。そのためには、実効性のある監査等が重要であり、専門研修等へ積極的に参加することで、監査委員及び事務局職員のスキルアップを図り、監査実施体制を強化することに努めてまいります。

#### （3）監査資源の配分

監査等の実施に当たっては、重点リスクを設定し、重点的に監査を実施するなど、限られた監査資源を効果的に配分できる仕組みを取り入れていきます。

#### （4）市民及び職員へのわかりやすい監査等の結果の発信

監査等の結果は、平易な表現を用いて作成し、できる限り市民及び職員にわかりやすく作成することに努めてまいります。

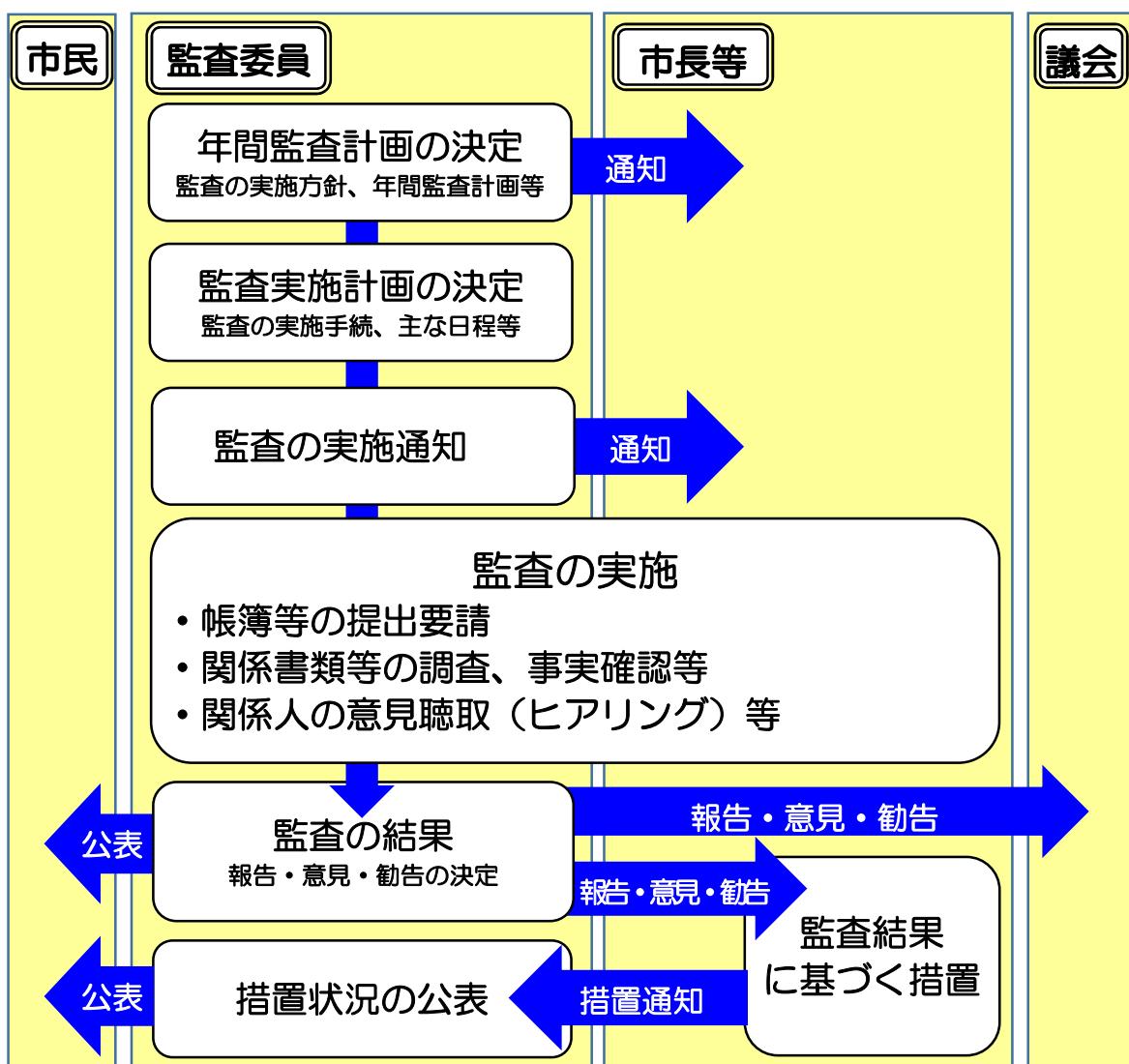
また、市民の方々に監査委員の活動をお知らせする「監査のあらまし」のほか、職員向けに事務の誤り等の事前防止を目的として「監査通信」を作成し、ホームページ及び庁内ポータルサイト等で発信していきます。

#### （5）課題事項等の改善等の促進

監査等の実効性を確保するため、監査等の結果では正、改善等を求めたものについてはその措置が講じられているか、さらには、他の事務事業にも的確に反映されているかなど、フォローアップを行っていきます。



#### 監査委員による監査の流れ（定期監査の場合）



## 4 監査等の種類

【 法 : 地方自治法  
公企法 : 地方公営企業法  
財政健全化法 : 地方公共団体の財政の健全化に関する法律 】

監査委員は、次のような監査や審査、検査を行っています。

### (1) 定期監査

【法第199条第1項、第4項】

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査するもので、毎会計年度1回以上実施することが法で定められています。

本市では、すべての所属を4~5年サイクルで順に実施するものとしています。

### (2) 行政監査

【法第199条第2項】

監査委員が必要と認めるとき、市の事務の執行が合理的かつ適正に行われているかどうかに着目して監査を行います。

本市では、部局にまたがる共通のテーマを設定して、定期監査対象部局に対して、定期監査と同時に実施しています。

### (3) 隨時監査

【法第199条第1項、第5項】

監査等を踏まえ、監査委員が必要と認めるとき実施することとしています。

なお、工事監査を実施する場合は、工事に係る設計、施工などについての専門的な知識を必要とするため、技術調査を外部に委託し、その結果を基に監査を実施することとしています。

### (4) 例月現金出納検査

【法第235条の2第1項】

市の現金の出納は、監査委員が毎月検査することが法で定められており、京田辺市では、毎月原則として26日に前月分の一般会計、特別会計、公営企業会計を対象に検査を行っています。

また、現金を取り扱っている公共施設へ出向いて、市の公金管理マニュアルに基づき運用がなされているかなどを確認しています。

## (5) 決算審査・基金の運用状況審査

【法第233条第2項、法第241条第5項、公企法第30条第2項】

市長から審査に付される一般会計、特別会計、公営企業会計の決算書、基金運用状況などの計数の正確性を検証するとともに、予算の執行、事業の経営が効率的に行われているかなどに着目して審査し、結果を市長に提出します。

## (6) 健全化判断比率審査・資金不足比率審査

【財政健全化法第3条第1項、第22条第1項】

市長から審査に付される健全化判断比率、資金不足比率について、算定された比率が適正であるかに着目して審査し、結果を市長に提出します。

## (7) 住民監査請求監査

【法第242条】

市長や市の職員などによる違法または不当な公金の支出、財産の管理などの財務会計上の行為が認められるときに、市民が監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずることを請求する制度です。法的要件を備えているものとして受理した場合は、60日以内に監査結果を請求人に通知し、公表します。

## (8) 議会請求監査・市長要求監査 【法第98条第2項、第199条第6項】

監査委員は、議会や市長から事務の執行に関し監査の請求・要求があったときは、その請求・要求に係る事項について監査を実施するものとしています。

## (9) 財政援助団体等監査

【法第199条第7項】

監査委員が必要と認めるとき、または市長の要求があるときに、市から補助金などの財政援助を受けている団体や市が出資している団体などの監査を実施するものです。

## 5 令和6年度の監査等実施状況及び結果の概要

### （1）定期監査

○監査対象部局（実施期間）

建設部（8月～12月）

消防本部・消防署、上下水道部（11月～2月）

令和6年度の定期監査については、建設部、消防本部・消防署、上下水道部を対象部局として実施しました。

監査の結果、財務事務の執行は、おおむね適正に行われていましたが、一部の事務において改善を要する事項などが見受けられた課題事項については、監査の結果報告として取りまとめ、市長・議長に報告するとともに、公表しました。

また、令和6年度の監査対象部局に限らず、他の部局においても留意すべき事項等が見受けられました。

毎年度実施する事務であっても、その都度、根拠となる規定等を確認することで、引き続き適正な事務の執行に努めるよう求めました。

なお、監査委員による定期監査の結果については、市のホームページに掲載しておりますので、是非ご一読ください。

- 京田辺市のホームページ〈監査〉

<https://www.city.kyotanabe.lg.jp/category/2-12-0-0-0-0-0-0-0.html>

### （2）行政監査

○定期監査にあわせて監査対象部局において実施

本市では、必要に応じて事務の執行について、部局をまたがる共通項目を監査実施しています。

令和6年度においては、次のような「重点確認項目」を設定し、定期監査にあわせて監査を行うものとしました。

- 人事異動等の事務引継ぎが十分に行われているか。
- 根拠法令等に基づいて事務が執行されているか。
- 意思決定のプロセスは適切か。
- 出張報告書が適切に作成されているか。
- 個人情報を含む申請書等の管理体制は適正になされているか。 など

その結果、行政事務の執行は、おおむね適切に行われており、引き続き適正な事務の執行に努めるよう求めました。

### (3) 例月現金出納検査

○検査対象 一般会計、特別会計、公営企業会計の現金の出納

○検査期日 毎月原則26日（ただし、期日を変更することもあります。）

京田辺市では、毎月、前月分の一般会計、特別会計、公営企業会計を対象に検査を行い、その結果を市長・議長に報告しています。

その主な内容は、次のような項目を検査しています。

- 歳入（市に入ってくるお金）の総額
- 歳出（市から出していくお金）の総額
- 歳入歳出外現金（一時的に預かるお金など）の増減
- 基金（目的ごとの貯金）の増減
- 個々の入出金伝票を数日分抽出し、正確に記入され、添付書類が適正なものか。
- 月末の残高と金融機関の残高証明書とが合っているか。
- 通帳（原本）の月末残高と報告資料の月末残高とが合っているか。
- 「つり銭」のための現金を保管している施設などは、その現金残高と市公金管理マニュアルに沿った運用がなされているか。

その結果、令和6年度現金出納事務の事務処理について、各会計に属する各種出納額及び保管現金残高等の計数については、正確な処理が行われていました。

また、つり銭現金を保管している所属（施設）において、その現金残高が適正である

か、市公金管理マニュアルに沿った運用がなされているか等に係る検査を実施した結果、適正に事務処理が行われていましたが、引き続き公金管理の徹底に努めるよう求めました。

#### （4）決算審査・基金の運用状況審査

- 審査対象 令和5年度一般会計、特別会計、公営企業会計の決算書等
- 審査期間 7月～8月

決算審査では、市長から審査に付された一般会計、特別会計、公営企業会計の決算書、基金運用状況などを審査します。

本市では、決算書類を審査するほか、所属別にヒアリングを実施し、各所属から新規事業や特記事項などの説明を受けた内容も参考に審査意見書を作成し、市長に提出しています。

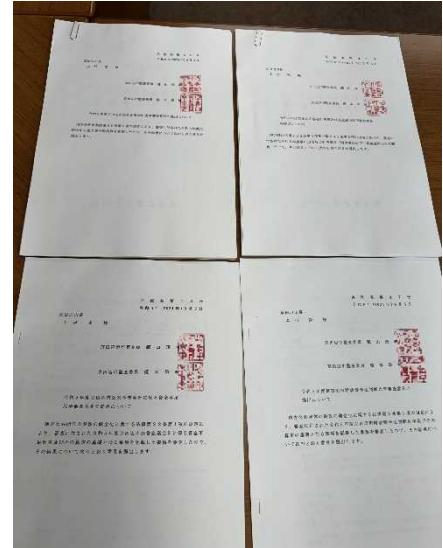
令和5年度の各会計決算書、事業報告書及びその他政令で定める書類は、いずれも法令等に基づき適正に調製されていました。

また、歳計現金、基金等の預金残高は、指定金融機関、出納取扱金融機関等の現金保管状況内訳の最終分と合致しており、各会計の計数については、正確であると認められました。引き続き正確な事務の執行に努めるよう求めました。

なお、監査委員による決算審査の意見書については、市のホームページに掲載しておりますので、是非ご一読ください。

##### ● 京田辺市のホームページ〈監査〉

<https://www.city.kyotanabe.lg.jp/category/2-12-0-0-0-0-0-0-0.html>



＜令和6年9月　監査委員から市長に令和5年度決算審査意見書を提出＞



### 基金の運用状況審査

地方自治法第241条の規定により「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。」とされています。

そこで、本市では、次のような基金を設置しています。

- 財政調整基金
- 開発関連公共施設整備基金
- 文化施設整備基金
- 環境衛生センター基金
- 土地開発基金
- 国民健康保険事業財政調整基金 など

この基金を家計に例えると、月々の生活費等とは別に、特定の目的のために貯める貯金にあたるものになります。

例えば…

- マイホーム購入のための貯金
- 車の買い換えのための貯金
- 子どもの進学や学費のための貯金 など

家計では、これらの貯金を、月々の生活費とは別に少しずつ貯めていきますが、本市でも同じように基金に積み立て、必要になった時は「基金を取り崩して」使います。

## (5) 健全化判断比率審査・資金不足比率審査

○審査対象 令和5年度一般会計、特別会計、公営企業会計の決算書等

○審査期間 7月～8月

自治体の財政破たんを未然に防止するため、国が財政状況を把握して、財政状況が悪い傾向にある自治体へ健全化を促すための法律として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」があります。

この法律において、地方公共団体は、その決算状況を「財政健全化の指標」で表して、公表することが義務づけられています。

「財政健全化の指標」とは、「健全化判断比率」と「資金不足比率」を指します。

本市のその状況は、次のとおりです。



「健全化判断比率」って？

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率

これら4つの比率を

「健全化判断比率」と呼びます。

(比率が大きいほど深刻な数値)

### 用語の説明

用語	内容説明
①実質赤字比率	標準財政規模に対する一般会計等の赤字度合いを表す比率
②連結実質赤字比率	公営企業事業や国民健康保険特別会計など、すべての会計を合算して、標準財政規模に対する赤字度合いを表す比率
③実質公債費比率	一般会計等の市債元利償還金やそれに準じる経費の標準財政規模等に対する比率で、3年間の平均値で表します。
④将来負担比率	一般会計等の市債残高や、将来負担しなければならない債務の標準財政規模等に対する比率

※標準財政規模 …… 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる一般財源の規模を示すもの

## ④ 京田辺市における健全化判断比率の推移

比率の種類	京田辺市の比率（年度）			財政健全化法による基準	
	R3	R4	R5	R5 早期健全化基準	R5 財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	—	12.68%	20.00%
②連結実質赤字比率	—	—	—	17.68%	30.00%
③実質公債費比率	0.5%	0.9%	1.7%	25.00%	35.00%
④将来負担比率	—	—	—	350.00%	

※「—」は比率が生じないことを表します。

この基準を超えると  
！イエローカード！

早期に財政を健全化  
するため計画を定め、  
計画達成に取り組ま  
なければなりません。

この基準を超えると  
！！レッドカード！！

破たん  
状態

令和5年度の本市「健全化判断比率」の状況は、次のとおりです。

- |            |   |
|------------|---|
| 「実質赤字比率」   | } 各会計の実質収支がいずれも黒字のため<br>「該当なし」となっています。  |
| 「連結実質赤字比率」 |   |
| 「実質公債費比率」  | → 1. 7%                                 |
| 「将来負担比率」   | → 充當可能財源等が将来負担額を上回るため<br>「該当なし」となっています。 |



「資金不足比率」って？

公営企業会計（京田辺市の場合、水道事業会計・公共下水道事業会計・農業集落排水事業会計）ごとに算定されます。

その年度の資金不足額が事業規模に対して、どのくらいの割合となっているかを表した比率で、資金の不足額の度合いを示す指標です

## Q 京田辺市における資金不足比率の推移

京田辺市の公営企業会計	京田辺市の比率（年度）			R5 財政健全化法による経営健全化基準
	R3	R4	R5	
①水道事業会計	—	—	—	
②公共下水道事業会計	—	—	—	20.0%
③農業集落排水事業会計	—	—	—	

※「—」は比率が生じないことを表します。

この基準を超えると  
！イエローカード！

「経営健全化計画」を  
定め、計画に沿って資  
金不足解消に努めな  
ければなりません。

令和5年度の本市公営企業会計における「資金不足比率」状況は、水道事業会計・公共下水道事業会計・農業集落排水事業会計、いずれも資金不足額はありません。



監査のあらまし  
(令和6年度監査実施概要)

令和7年3月26日発行

〔編集・発行〕

〒610-0393

京田辺市田辺80(京田辺市役所4階)

京田辺市 監査委員事務局

T E L : (0774)64-1357 (直通)

F A X : (0774)64-1305 (市役所4階)

電子メール : [kansa@city.kyotanabe.lg.jp](mailto:kansa@city.kyotanabe.lg.jp)

